

川口市農地バンク制度についてよくある質問

項目	質 問	回 答
農地情報の登録について	市内在住の農業者が所有している市外の農地は登録できますか。	登録できません。登録対象は、市内の市街化調整区域内又は生産緑地地区内の農地です。
	数年間耕作されていない、遊休農地は登録できますか。	登録できます。申請書に現在の農地の状況を記入してください。
	市街化区域の農地は登録できますか。	生産緑地地区内の農地であれば登録できます。
	登記地目が山林ですが、現況農地として耕作している場合、登録できますか。	農地として耕作していれば、登記地目に関係なく登録できます。
	生産緑地の農地は登録できますか。	登録できます。
	登録する農地の面積に制限はありますか。	農地の面積に要件はありません。
	地番など、場所が特定されてしまう情報のみ非公開にすることはできますか。	できます。非公開を希望する項目の情報は、市ホームページ等で公開せず、本制度に登録された耕作希望者のみに提供させていただきます。
農地の管理について	農地バンク登録後は、農地の管理は誰が行うのでしょうか。	耕作者が見つかるまでは、農地所有者が農地を適正に管理する責任があります。
	農地バンク登録後、登録農地の使用に制限はありますか。	ありません。耕作希望者が見つかるまでは、農地の適正管理をお願いいたします。
	登録した農地を別の目的で使用するようになった場合、登録を抹消することはできますか。	抹消できます。登録農地を別の目的で使用する事が決まったときは、お早めに農業委員会事務局にご相談ください。
	登録後、農地の利用状況が変わった場合に、必要な手続きはありますか。	農地バンクに登録された農地情報に変更がある場合は、農業委員会事務局にご報告ください。
耕作希望者について	耕作希望者に登録するための耕作農地の面積要件はありますか。	面積要件はありません。ただし、所有地及び借入地に効率的に利用していない農地がある場合は登録できません。
	農業経営の拡大のため農地を探しています。農地バンク制度を活用するため耕作希望者に登録できますか。	現在農業を営んでいる場合、以下の全ての要件を満たしていれば登録できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在耕作している農地を効率的に利用していること ・耕作に必要な農作業に常時従事すること ・継続的かつ安定的な農業経営を行う見込みがあること

川口市農地バンク制度についてよくある質問

	本制度を活用して農地を取得し、新規参入を考えていますが、耕作希望者として登録できますか。	新規参入者の場合、以下のすべての要件を満たしていれば登録できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の農作業の従事状況から、新たに取得する農地を効率的に利用して耕作を行うと認められること ・耕作に必要な農作業に常時従事すること ・継続的かつ安定的な農業経営を行う見込みがあること
	家庭菜園のため、農地バンクを利用して農地を借りることはできますか。	本制度は、農業者の確保及び経営規模の拡大促進を目的としておりますので耕作希望者として登録することはできません。
農地賃貸借について	農地バンクに登録された農地を借りたい場合、どのような手続きが必要になりますか。	農業委員会事務局に借りたい旨ご連絡いただければ、事務局から希望農地の所有者に連絡をとり、打ち合わせの日程を調整いたします。 話がまとまりましたら、農業委員会会議での審議を経て、農地の賃貸借契約を締結していただくこととなります。
	登録されている農地はどこで確認できますか。	市ホームページや農業委員会事務局窓口で確認することができます。
	農地を借りたい場合、賃借期間に制限はありますか。	市街化調整区域内農地を借りる場合、賃借期間は3年～10年と定められております。
	農地バンク制度を活用して行った賃貸借の期間満了時、何か手続きが必要ですか。	手続きの方法により異なりますが、原則として、期間満了時に賃貸借の権利は抹消されますので、手続きの必要はありません。引き続き賃貸借を希望する場合は、再度手続きを行っていただく必要があります。
	契約期間の途中で、農地を返還することはできますか。	双方の合意があれば、途中で解約できます。
その他	農地バンクに関する申請書はどちらで手に入りますか。	市役所第一本庁舎5階の農業委員会事務局窓口または市ホームページからダウンロードできます。
	農地バンク制度に関する問い合わせ先はどちらですか。	市役所第一本庁舎5階 農業委員会事務局 電話 048-258-7922 (直通)